

酒販

サポートニュース

酒類販売管理研修通信

41

独立行政法人 酒類総合研究所

目次

(平成 26 年 3 月)

なんでも Q&A

「お酒とのつきあい方」で四方山話を教えてください・・・ 1

I 酒類販売管理者情報

お祭り会場などでのお酒の販売 2

II 東京事務所からのお知らせ

赤レンガ酒造工場を見学してみよう！ 4

III 国税庁からのお知らせ

消費税の円滑かつ適正な転嫁等について 5

4月は未成年者飲酒防止強調月間です 6

酒類の取引状況等実態調査の実施状況ほか 7



4月は未成年者飲酒防止強化月間です



メールマガジン登録のご案内

パソコン又はスマートフォンから
ssn@m.nrib.go.jp宛へ空メールを送信してください。

なんでも Q&A

「お酒とのつきあい方」で四方山話を教えてください。



今年の冬は、雪も多く寒さが厳しかったことから、燗酒が一段と美味しく感じられませんか。

春を迎え少しずつ温かくなってきましたが、春といえば花見、花見酒も季節の風物詩ですし、異動、卒業、入社など歓送迎会の時期でもあり、飲酒の機会が増えることでしょう。

ところで、「酒の十徳」や「飲酒の十徳」という言葉を聞いたことがありますか。

これらは、室町時代の狂言「餅酒」や江戸時代の随筆を集めた「百家説林」の中で語られている一部で、当時の日本人の飲酒観を表したものです。

この中で、適量の飲酒は、体にも精神にもコミュニケーションの活性化としても大変効果があるものと謳っています。

反面、お酒は、大量摂取すると、体への負担や、心の乱れ、他人や自分に危害を加えるなど、社会的問題を起こしかねない危険なものともいえます。

お酒を飲むにあたり、お酒と上手におつきあいにあたり、「十徳」を教訓としてほしいです。

お酒は、ただ酔うことを目的とするのではなく、生活に潤いをもたらしてくれる嗜好品です。これからの生活の中で、適性飲酒を心がけ、楽しんでいただきたいものです。

◎酒の十徳

狂言「餅酒」より

1. 独居の友
2. 万人和合す
3. 位なくして貴人と交わる
4. 推参に便あり
5. 旅行に慈悲あり
6. 延命の効あり
7. 百薬の長
8. 愁いを払う
9. 労を助く
10. 寒気に衣となる

◎飲酒の十徳

百家説林より

1. 礼を正し
2. 労をいとい
3. 憂いを忘れ
4. 鬱をひらき
5. 気をめぐらし
6. 病を避け
7. 毒を消し
8. 人と親しみ
9. 縁を結び
10. 人寿を延ぶ



お祭り会場などでのお酒の販売

これからの時期、花見やお祭りなどの催事が増えていきますが、このような会場では、よくお酒が売られているのを見かけます。

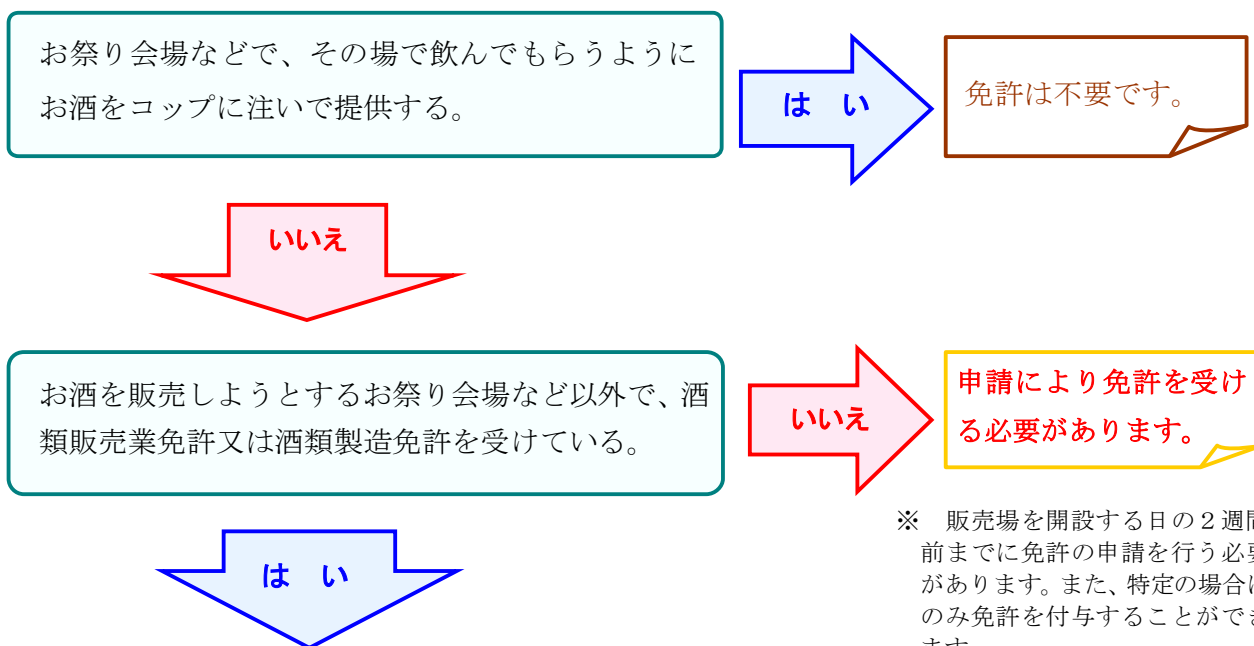
お祭り会場などにおいて、消費者に対して単に未開封の缶やびん詰の酒類を、その場以外で飲用に供することを予知して販売する場合には、期限付酒類小売業免許を受ける必要があります。

なお、開催期間が7日以内であるなど、一定の要件を満たす場合には、届出による期限付酒類小売業免許の取扱いを受けることができます。

(届出による期限付酒類小売業免許の要件はフローチャートのとおり。)

(注) 酒税法では、酒場や料理店などのお店でお酒を提供し、その場で飲んでもらう営業形態の場合には、酒類販売業免許は必要ないとしています。そのため、お祭りや催物の会場などで、その場で飲んでもらうようにお酒をコップに注いで提供するような場合には、酒類小売業免許は必要ありません。

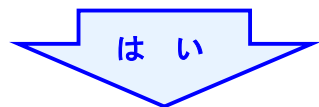
フローチャート



※ 販売場を開設する日の2週間前までに免許の申請を行う必要があります。また、特定の場合にのみ免許を付与することができます。

詳しくは、最寄りの税務署の酒税担当者にご相談ください。

次のページへ



お酒を販売しようとするお祭り会場などが、以下に掲げる要件をすべて満たしている。

- 1 届出者又は届出者と密接な関係にある者が、催物等の主催者として管理、運営していない場所であること。
- 2 催物等の入場者の全部若しくは大多数が有料入場者であること、又は開催期間が7日以内であること。
- 3 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでないこと。
- 4 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭であること。
- 5 酒類を小売する目的が特売又は在庫処分等でないこと。
- 6 催物等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。
- 7 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。
- 8 開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。



同一場所での開設は、月1回までである。



届出により免許を受けることができます。



申請により免許を受ける必要があります。

※ 販売場を開設する日の2週間前までに免許の申請を行う必要があります。詳しくは、最寄りの税務署の酒税担当者にご相談ください。

この届出に必要な書類は以下のとおりで、原則として販売場を開設する日の10日前までに販売しようとする所在地（催事会場）の所轄税務署へ提出する必要があります。

- ◆ 期限付酒類小売業免許届出書（CC1-5105）
- ◆ 販売場の敷地の状況（図面を添付）
- ◆ 建物等の配置図
- ◆ 事業の概要（販売設備状況書）
- ◆ 「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書
- ◆ 使用（営業）許可書の写し（催物等の管理者との契約等、販売場の設置場所が特定できるもの）
- ◆ 販売場を設置しようとする場所、販売する酒類を説明した書類
- ◆ 催物等の具体的な内容についてのパンフレット等

このほかにも書類が必要となる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署の酒税担当者までお問い合わせください。

桜だ！花見だ！そうだ赤レンガ酒造工場を見学してみよう！

3月末から4月上旬にかけて、赤レンガ酒造工場の周りは桜色に染まります。

東京事務所では、桜の綺麗なこの時期にあわせて、普段は入れない赤レンガ酒造工場の敷地内を通り抜けできるよう企画しています（4月1日（火）～4日（金）の11：00～16：00を予定。但し桜の開花状況により日程が変更することがありますので、メルマガ又は研究所ホームページにてご確認ください）。

また、4月5日（土）10時から16時には、赤レンガ酒造工場の1階部分を開放する予定です。当日は、予約なしで見学できますので、お気軽にお立ち寄りください。



※ 桜と赤レンガ酒造工場

赤レンガ酒造工場内の見学は、平日5名以上であれば見学することができます。（見学時間60分程度）。ただし、清酒製造技術講習等で使用している時期は対応できない日もありますのでご了承ください。

見学希望の方は、見学希望日の1週間前までに、以下連絡先までお問合せください。

【連絡先】

独立行政法人酒類総合研究所 東京事務所（赤レンガ酒造工場：地図：8頁参照）

東京都北区滝野川2丁目6番30号（JR京浜東北線 王子駅北口より徒歩10分）

TEL03-3910-6237（平日9：00～17：00受付）

メール：kengaku@nrib.go.jp（担当 高村）

Ⅲ 国税庁からのお知らせ

消費税の円滑かつ適正な転嫁等について

本年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられます。酒類業者の皆様におかれましては、消費税転嫁対策特別措置法及びガイドラインの内容を遵守し、消費税の適正な転嫁や適正な価格表示に努めていただきますようお願いいたします。

(消費税転嫁対策特別措置法の主な内容)

- ・ 消費税の転嫁拒否等の行為の禁止
 - いったん取り決めた対価の減額や買ったとき、商品購入・役務利用・利益提供の要請・本体価格での交渉拒否、報復行為が禁止されています。
- ・ 消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
 - 「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告が禁止されています。
- ・ 総額表示義務の特例
 - 税込価格と誤認されない表示であれば、「〇〇〇円（税抜き）」、「〇〇〇円＋税」等、税込価格を表示しない表示方法が認められています。

消費税転嫁対策特別措置法の詳しい内容は内閣府ホームページをご覧ください。

【内閣府ホームページアドレス】

<http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/>

《消費税価格転嫁等総合相談センターについて》

- ・ 政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センターを設置しています。
- ・ センターでは、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する御相談を受け付けています。
- ・ 御相談は専用ダイヤル又はメール（HP上の専用フォーム）を御利用ください。

○ 専用ダイヤル：0570-200-123

(受付時間：平日9:00～17:00／平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※ お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。

○ HP上の専用フォーム：<http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

4月は未成年者飲酒防止強調月間です

国税庁をはじめとする関係府省庁では、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図るため、毎年４月を「未成年者飲酒防止強調月間」と定め、全国的な広報啓発活動を行っています。

国税庁においては、未成年者飲酒防止に向けた取組の一環として、未成年者飲酒防止啓発ポスターを作成し、税務署等を通じて各酒類販売場や学校等に配付し、掲示をお願いしています。

酒類小売業者の皆様におかれましては、販売時における確実な年齢確認の実施を行うことはもとより、社会全体において未成年者飲酒防止に関する意識が高まるよう、店頭等の見やすい場所にポスターを掲示するなど、積極的な取組を行うようお願いいたします。

なお、本ポスターは、国税庁ホームページにも掲載しております。このうち酒類販売場
掲示用ポスターについては、酒類販売管理者の氏名、酒類販売管理研修の受講年月日を直
接入力して印刷することができる形式となっておりますので、これらの事項を店内に掲示
する際、ぜひご利用ください。

【学校等揭示用】 (A 3)



【酒類販売場揭示用】 (A 4)



【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

酒類の取引状況等実態調査の実施状況について

国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、指針に示された公正なルールに則した取引が行われるよう、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、必要に応じ、酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

平成24事務年度（平成24年7月～平成25年6月）においては、チラシ広告などの情報から、指針に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対し、取引等の実態を把握するための調査を全国で1,711場に対して実施し、指針のルールに則していない取引が認められた者に対して指導を行いました。

また、過去に改善を指導した酒類販売場等のうち、再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対し、フォローアップ調査を全国で280場に対して実施しました。

詳細については、国税庁ホームページに掲載しています。

【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/140207/index.htm>

【「酒類に関する公正な取引のための指針」】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>

「酒類の販売数量等報告書」等の提出について

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」は、4月末までに販売場の所轄税務署にご提出ください。

また、これらの報告書を作成される際には、記載要領をご参照いただき、記載漏れや記載誤り等のないようお願いいたします。

e-Taxについて

e-Tax（イータックス）は、自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子的に、所得税や法人税の申告など、国税に関する各種の手続きを行うことができるシステムです。

酒税関係の手続きにつきましては、「酒類の販売数量等報告書」や「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」などの提出をe-Taxで行うことができます。

また、本年3月24日からは、新たに「期限付酒類小売業免許届出書」と「酒類販売管理者選任（解任）届出書」についてもe-Taxでの提出が可能となる予定ですので、これらにつきましても是非ご利用ください。

なお、e-Taxを初めてご利用いただく場合には、電子証明書の取得と「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出（利用者識別番号等の取得）が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※ 一部の手续につきましても、別途郵送にて書類を提出していただくことが必要となりますので、ご注意ください。

【e-Tax ホームページアドレス】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

【赤レンガ酒造工場へのアクセス方法】

独立行政法人 酒類総合研究所 東京事務所

東京都北区滝野川2丁目6番30号

